

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 農政企画係
不利益処分名	農業経営改善計画の認定の取消し
根 拠 法 令	農業経営基盤強化促進法
根 拠 条 項	第13条第2項
連 絡 先	(電話 621 - 5246)
処 分 基 準	<p>農業経営改善計画の認定の取り消しに係る処分基準は「徳島市農業経営改善計画認定要綱」の定めるところによる。</p> <p>参考条文 第12条第1項 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)